

# 教育委員会会議録

令和4年12月22日（木） 午前10時31分 開会  
午後 0時12分 閉会

## 1 議事日程

別紙のとおり

## 2 出席した委員等

飯田靖教育長、塩谷育代委員、岡田豊委員、河野明日香委員、野杵晃充委員

## 3 出席した職員

横井英行事務局長、稲垣宏恭次長兼管理部長、栗木晴久学習教育部長  
伊藤尚巳教育管理監、加藤文彦総合教育センター所長、高橋亮太総務課長  
細井徹財務施設課長、坂川智教職員課長、西田勝憲福利課長  
上野賢司生涯学習課長、橋本具征高等学校教育課長、水谷政名義務教育課長  
小林紀彦特別支援教育課長、久保田昌俊保健体育課長  
水谷景子 I C T 教育推進課長、大谷健二教育企画室長、中島幸一高校改革室長  
松本明博総務課担当課長、寺西美春総務課主査

## 4 前回会議録の承認

飯田教育長が各委員に諮り、前回の会議録は承認された。

## 5 教育長報告

飯田教育長が各委員に諮り、報告事項（4）公立学校教員の懲戒処分については、人事案件のため、非公開にて報告を受けることとした。

### （1） 令和4年度教育委員会所管12月補正予算について

高橋総務課長が、令和4年度教育委員会所管12月補正予算について報告。  
飯田教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

### （2） 愛知県教育委員会教育長給与条例の一部改正について

高橋総務課長が、愛知県教育委員会教育長給与条例の一部改正について報告。  
飯田教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

### （3） 令和4年12月定例県議会の概要について

高橋総務課長が、令和4年12月定例県議会の概要について報告。  
飯田教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

### （4） 公立学校教員の懲戒処分について

非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

## 6 請願

### 請願第37号 保健体育の授業(水泳)における、学校水着、「ジェンダーレス水着」導入を求める請願

飯田教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(岡田委員)

スクール水着については、これまでも子供たちから肌の露出が多く日焼けする、人の目が気になる、体形が目立つという理由で着用を疑問視する意見があった。男女分けが心の負担になっている子供が一定数いることが認知されてきた昨今、性的マイノリティの子供にも性差が目立ちにくいジェンダーレス水着の開発がされてきた。かつて体育の授業で使用したブルマーも変わった。制服も変わりつつある。水着も変わってよい時期に来ていることを実感している。しかしながら、ジェンダーレス水着にはメリット・デメリットがある。性急にジェンダーレス水着に移行するということではなく、人知れず心に重荷を持っている子供を救う手立てを早急に講じる必要がある。まずは男女共用水着を一つの選択肢とし、人目を気にせず水泳の授業に楽しく取り組むことができるようにしないといけないと思う。

(河野委員)

制服のジェンダーレス化が進んでおり、今回は水着ということであるが、個々の児童生徒にとっての選択肢が増えていくことは、非常に良い傾向であると思う。ただ、家庭の経済状況によって、選択肢があっても選べないことも出てくると思う。現在、体育の授業で着用する水着において、ジェンダーレス化はどういった形で進んでいるのか。また、経済的に困難を抱える家庭に対してはどういった支援が考えられるのか。

(久保田保健体育課長)

制服については、性別を問わないものや女子用のスラックスを自由に選択できるなど、ジェンダーレスへの対応が進んでいる。水泳の授業で着用する水着についても確認した全ての市町村において既に学校指定の水着を設けておらず、一部華美なものを避けるという制限はあるものの、児童生徒が自由に水着を選択できるようにしている。ジェンダーレス水着についても、着用を望む児童生徒は自分の意思で選択することが可能となっている。経済的困窮家庭に対しては、国の補助金制度がある。対象品目として学用品費の中に運動着が含まれており、ジェンダーレス水着の購入も充てられると考える。

(野杵委員)

体形を隠すという意味では、一般的に着用できるラッシュガードがある。ラッシュガード等、体形を隠す水着はどれくらいの子供が着用しているのか。

(久保田保健体育課長)

統計的な資料はないが、水着の指定と併せて市町村に確認したところ、ラッシュガードについては特に制限を設けずに着用を認めているとのことである。着用率は高いのではないかと推測している。

(野杵委員)

今回の請願の内容は、ラッシュガードから更に踏み込んでジェンダーレス水着をとのことである。量販店などを見てもまだ普及が進んでいないように思うが、簡単にイメージできるものなのか。

(久保田保健体育課長)

水着メーカーで開発が進み、商品化されていると聞いているが、どの程度市場に出回っているかは承知していない。今後ジェンダーレスの意識が深まっていけば、店頭に並ぶこともあると思う。

(野杵委員)

今後ジェンダーレス水着が発売されていくということであれば、行政からも製品や入手元の情報なども周知を行っていただきたい。

(飯田教育長)

学校において水着は既に指定するものではなく、自分たちで好きなものを選択できる状況になっている。市場への浸透は、まだ始まったところであろうかと思う。保護者にとってはスクール水着のイメージが強く、「学校の授業だからこのような水着を」という観点があるとする子供にとっては不幸なことである。今後学校現場においても、水着については選択できるということをしかりと伝えてあげることが必要であると思う。

(河野委員)

ジェンダーレス水着が出てきていることを知らないこともあると思う。性の多様性、性自認の多様性なども併せて水着だけでは終わらず、多様性の教育につながるような周知ができるとよいと思う。

請願第38号 今後、不祥事における「学校からの報告書」、及び、「職員に対する事情聴取」についての正確な記載および整備を求める請願

飯田教育長が各委員に諮り、「賛成者少数」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(岡田委員)

請願を見て、教育委員会及び学校の取組姿勢が曖昧ではないか、身内に甘いのではないかという疑念が底辺にあるのではと感じた。疑念を払拭するには、より正確で偏りのない資料による検証が欠かせないと思う。事情聴取録は作成されているのか。本事案に対する保護者の心証はどうであるか。また、当該教員の日頃の言動など、日常的に行われていたのではないか知りたい。

(小林特別支援教育課長)

本事案が発生した翌日に当該校は、関係職員による詳細の聞き取りを行い、時系列にまとめた書面を特別支援教育課に提出した。これを事情聴取録としている。開示請求があった時期が、事故後間もない時期であったため、事故の状況を確認する内容となっている。その後、時間が経過し、非違行為報告書も提出されている。この非違行為報告書を提出するに当たり、更に事情聴取を行い、まとめた内容が記載されている。事情聴取の段階では

決まった様式がないため、事情聴取録という形ではないが、当該職員や周りの関係職員の話を聞き、作成している。

今回、生徒が骨折したという大きな事故であるため、学校は状況の説明を行い、保護者に謝罪した。保護者としては、学校や当該教員に対してそれなりの思いを持っていると思うが、学校を責めるようなことはなく、今後同様の事故が起きないようにしてもらいたいという思いであると聞いている。

当該教員については、若い教員であるが、日頃から手を出しているというようことはないと聞いている。きちんと説明して諭せばよかったが、今回押してしまったということである。ただ、押すという行為は決して良い行為ではないため、きちんと指導し、校内でも共通理解を図りながら、様々な特性を持った生徒に対する対応を丁寧に行うようにしている。

(岡田委員)

障害を持つ子供は考えられないような行動をとることもある。特別支援学校の教員に限らず、そういった行動に対して感情的にならず冷静に対処できるような教員の在り方に向けての指導をお願いしたい。

(飯田教育長)

今回大きな事故であり、学校現場と教育委員会とで連絡しながら、きちんと報告し進めている。何より、特別支援学校における児童生徒の指導は気をつけていかななくてはならない。今回のような事故は学校現場で起きてはならないという気持ちを、学校現場とともに教育委員会の職員全員が持って対応していきたい。

(野杵委員)

請願事項の中に、「本件事案についての、検討、検証、考察を行うこと」とある。教員が子供を傷つけてしまったことは大変遺憾なことである。再発を防止するために、「どう対応すべきであったか。」ということを知ってもらいたい。

請願第39号 学校等における感染症対策としてのマスク着用が任意であることを周知する請願

飯田教育長が各委員に諮り、「賛成者少数」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(塩谷委員)

教育委員会から学校への周知はどの程度進んでいるのか。

(久保田保健体育課長)

マスク着用については、屋外では原則不要と伝えており、登下校や体育の授業などでは外すこととしている。一方で、屋内については、文部科学省の衛生管理マニュアルや、衛生管理マニュアルに基づいて県教育委員会が作成したガイドラインに沿って、身体的距離が十分に取れないときには原則としてマスクを着用することとしている。また、本人の意に反してマスクの着脱を無理強いすることがないように周知しているなど、児童生徒本人の意思で適切に着脱することとしている。

(塩谷委員)

請願者からの話を聞くと、教員側への徹底がまだ行き届いていないように感じる。しっかりとした説明がなされていないことに対しての不満であると思うが、今後、国レベルで、納得できるような数値などが出されるのかが問題となってくると思う。

(岡田委員)

難しい問題であると思う。マスク着用に対して、新型コロナウイルス感染に対する基本的な防止策となるかについて、とらえ方、前提となる部分に違いがあるため、そぐわないようになっていくのかと思う。私は基本的な対策としてマスク着用は有効であると立場をとっているため、その前提から言えば、着用について以前よりは緩和されてきており、配慮すべき部分は十分な配慮をして、着用を無理強いすることがないように柔軟な対応が必要であると思うが、有効な対策として引き続きとっていくべきであると考えている。

(塩谷委員)

マスク着用が焦点に当てられているが、マスク着用の意味が感染症だけでなく、例えば、表情を見られたくない、若い女性にとっては化粧しなくても楽であるなどの理由もある。私も花粉症であるため花粉症の時期や免疫力が下がっていると感じたり、体調が悪いと思ったりしたときにマスクを着用する。感染症だけで焦点を当てていることから、少し問題は起きていると感じた。

(久保田保健体育課長)

これまで県教育委員会から数々の通知を出しているが、今後、学校での指導の状況を確認しながら、これまでに示してきたマスク着用に関する考え方、いじめや差別等につながらないようにすることなどまとめた資料を改めて学校及び保護者に配付するための準備を進めていく。

(河野委員)

まとめた資料を作成するとのことであるが、学校現場にいる教員にとっては、児童生徒によって様々なケースがあり、対応に悩んでいると思う。まとめたものを一つの指針として、各学校やクラスで判断してもらえるとより良いものになると思う。

(野杵委員)

マスクを着用するようになってから3年近く経過し、私自身もできるだけ早くマスクのない生活に戻りたいと思う。世界はもちろん、日本でも厚生労働省が中心となり、感染症の分類を二類から五類に移していこうという動きもある。医療現場の問題等もありなかなかすぐにはできないようだが、遠くない将来、変更されると思う。厚生労働省と文部科学省など国の機関での協議の情報などはないか。

(久保田保健体育課長)

国の状況を直接把握するという状況には至っていないが、二類から五類に変更になるようなことがあれば、県教育委員会としても速やかに対応して

いく。

(野杵委員)

もし国から通達があった場合、認識を改められるような準備を進めてもらいたい。

(飯田教育長)

今までも随時マスクについての考え方を通知しているが、きちんと学校現場や保護者に届いているかについては反省すべき点もあると思う。まずは今まで通知してきた内容を元に分かりやすい資料にして学校現場に届け、保護者にも見てもらえるようウェブなどに掲載するなどの対応を進めていくとともに、エビデンスが提示されて動きがあれば、時機を逸することなく、スピード感を持って柔軟に対応をしていく。

請願第40号 「マスクを外した時の対応」の見直しを求める請願

飯田教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(塩谷委員)

県教育委員会のガイドラインの記載内容は、文部科学省の衛生管理マニュアルより実際厳しいのか。

(久保田保健体育課長)

文部科学省の衛生管理マニュアルは、学校生活全般に関して包括的に記載されているが、県教育委員会のガイドラインは、学校現場において円滑な指導が行えるよう、具体的な記載としている。「マスクを外している間は、不必要な発声を控えるよう指導する。声を出す必要があるときは、マスクを着用するかハンカチ等で口を押さえながら行うよう指導する。」としているのは、身体的距離を十分にとれないため、感染リスクが高くなる授業中を想定した内容となっている。特にリスクの高い場面での対応について具体的に示した部分であることから、衛生管理マニュアルよりも断定的と受け取れる表現となっているが、文部科学省の方針から外れるものではないと考えている。

(岡田委員)

マスク着用が基本的な対策として感染防止に有効であると考えた立場から言えば、今回の請願で言われているのは、室内での身体的距離が十分にとれないとき、リスクが高い場面での限定的なマスク着用であるが、例えば授業において、子供たちの発言や発声がなければ成立しない授業もある。先日、小学校の授業を参観したが、子供たちはマスクを着用して授業を受けていた。もし「会話を控える」という文言であった場合、授業が果たして成立するかどうかと考えると非常に心もとないという思いもある。もちろん、マスク着用での弊害もあるため、無理強いすることがないよう配慮するわけであるが、リスクの高い場面ではマスク着用が必要であると思う。

(飯田教育長)

請願にある「ハンカチで押さえることが子供たちにとってつらいのではないか。」という指摘については、発言する際にこれくらいはできるのではないかと考えて記載していたが、このような意見があることは受け止める。我々は、いかに子供たちが学校で生活できるかという視点から、マスク着脱についてガイドラインを整理しているが、現場の状況を確認しながらよりよい表現があれば常に更新するようにしていきたい。

請願第41号 人権を尊重されるべき子どもと子の第一義的責任を有する保護者に、学校でのマスク着用の全般に関して主体的に判断する権利があることに留意し、発達と成長への観点から家庭に再考の機会を設け、併せてマスクに起因するいじめや差別の未然防止に取り組むことを求める  
請願

飯田教育長が各委員に諮り、「賛成者少数」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(塩谷委員)

マスクの着用について、現在、発達と成長の観点からどのように指導しているか。

(水谷義務教育課長)

県教育委員会では、学校生活におけるマスクの着用について、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」などの国の通知に基づいて対応している。これらの通知では、請願に記載されているマスク着用に伴う影響について言及されていない。今後、国から新たな見解が示されれば、速やかに周知していきたいと考えている。保健体育課と調整を図りながら、今一度家庭において、マスクの着用等について、再考していただけるようちらしを作成するとともに、ウェブページへの掲載についても検討していきたい。

(塩谷委員)

国の通知に基づいてしか動けない苦しいところもある。世の中にあふれる情報について、それぞれの家庭が情報源をどこからとっているかによって、感染症やマスクに対する考え方の違いが大きく如実に表れていると思う。請願の中にも様々な資料が出されており、私も半分以上は目を通したことがある資料である。国からの指示によるものについては、避けられないものであると思うが、一親の立場としては、自分の子供をどうやって守っていくかに対しては非常に関心があることで、大事なことである。この請願も当然のことと私は思っている。納得できる情報を出していかないと今後は難しいのではないか。

(水谷義務教育課長)

今回の請願については人権に関して、差別がないようにということを中心にしてちらしを作成していきたいと思うが、マスク着用全般については保健体育課と調整を図りながら検討していきたい。

(岡田委員)

子供が成長するために最終的な責任を負うのは保護者であり、そのための社会的な権利を有するのも保護者であることは自明である。子供たちは学校で集団生活を送る中で、友情をはぐくみ、心身ともに成長していく。子供たちは学校生活を送る上で、ある一定のルールの中で生活している。マスク着用についても、子供たちを感染拡大から守るため、一定のルールに基づいて着用を勧めていると考えている。しかし、子供たちの中にはマスク着用によって、健康に被害を及ぼすなど抱えている事情が様々あるため、十分な配慮をして行わなければならないのはもちろんのことである。マスクに起因するいじめや差別は絶対に許されることではない。いじめ・差別から子供を守ることは学校の大きな責務である。

(河野委員)

マスクに起因するいじめ・差別について、前回の教育委員会会議において「学校現場に聞き取りをしたところ、今のところいじめ等は見られない。」という回答があったと思うが、その後、学校現場からいじめ・差別の事案が出てきたなど、変化はないか。

(水谷義務教育課長)

こちらからの聞き取りは行っていないが、県民から「このようなことがあったため、市町村教育委員会や学校に対して状況を確認してもらいたい。」との問合せがあった。問合せを受け、市町村教育委員会に対して、適切に対応するよう伝えたところである。

(野杵委員)

マスクに関するいじめや差別について実態の把握や調査は行っていないとのことであったが、実際に教員が場面を目にした際の指導方法など具体的な内容を示した通知のようなものはあるのか。

(水谷義務教育課長)

これまで通知文書やガイドラインにおいて、「いじめ・差別等を行わない、させない、いじめ・差別等が起きないように指導をする。」ということに記載しているが、具体的な内容について、その中では記載していない。

新型コロナウイルスに関することとは別に、いじめの対応についての指針を各学校で作成しているため、学校が組織として対応していくこととなる。

(野杵委員)

画一的な通知は難しいと思うが、いじめや差別、マスクの有効性について心配や疑問を持っている児童生徒・保護者に対しては教員がしっかりとその家庭に向き合い、コミュニケーションをとることによって気持ちを理解することがまず先であると思う。その上で必要があれば、周りの児童生徒・保護者に丁寧に説明すべきである。

(飯田教育長)

マスク着用に関する請願が続いたが、国からの通知やマニュアルが家庭まで伝わる必要があること、教員がきちんと理解し子供たちが困ることが

ないようにしなければならないことについては、学校現場の意識の持ち方が大変重要であると思っている。マスクの取扱いについては、今までの通知を整理し、国のリーフレット等で代用していたものを愛知県教育委員会としてのメッセージを入れたものに替えて学校現場に伝え、保護者にも伝わるようにしていきたいと思う。

(塩谷委員)

焦点がマスクとなっているが、奥にある問題を見つめていかないと前に進まないと感じた。人それぞれにいろいろな情報に基づいた考え方が作られるため、賛成・反対ではなく、お互いを認め合う考え方があれば、この問題も大丈夫であると思う。

## 7 議案

### 第30号議案 愛知県立高等学校学則の一部改正について

中島高校改革室長が、令和5年度愛知県立高等学校生徒募集計画等に基づき、所要の改正を行う必要があるため、愛知県立高等学校学則の一部改正について請議。

飯田教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(塩谷委員)

入学定員増減の理由は何か。

(中島高校改革室長)

県立高校の入学定員は、中学三年生の卒業見込者数を基に算出している。鳴海高校と天白高校については、名古屋市内の卒業見込者数が増加するため、県立高校2学級と名古屋市立高校2学級、合わせて4学級増としている。県全体の学級数は前年同数となるため、名古屋市内の県立高校で2学級増やした代わりに高蔵寺高校で1学級減としている。御津高校については、これまで普通科2学級、国際教養科1学級の計3学級であったが、国際教養科の募集を停止して、普通科を3学級募集することにした。

### 第31号議案 愛知県立高等学校通信制の課程に関する規則の一部改正について

中島高校改革室長が、令和5年度愛知県立高等学校生徒募集計画等に基づき、所要の改正を行う必要があるため、愛知県立高等学校通信制の課程に関する規則の一部改正について請議。

飯田教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(塩谷委員)

通信制高校は公立高校以外でも増えているが、今後も増えていく可能性があるのか。増えた理由は何か。

(橋本高等学校教育課長)

特に中学校在学時に不登校であった生徒がいろいろな学び方をしたいと通信制を希望するケースが増えており、今後も増えていくと予想している。今回定員を増やすが、今後も状況を見ながら考えていく必要があると思う。

(塩谷委員)

教育の在り方が根本的に変わってしまうのではないかと心配である。将来に向けて考えはあるか。

(橋本高等学校教育課長)

学ぶ内容については、国が定める学習指導要領に基づいたものとなる。学び方については、定時制・通信制アップデートプランを作成し、通信制のサテライト校を設置し、分散させながら一人一人にかける時間を増やすような方策をとっていかうとしている。実際に教育の根本的な在り方について、国の方で変更があれば対応していかなければならないが、現状は学習指導要領に基づき、不登校の生徒に寄り添う教育をできるような方策を検討している。

(塩谷委員)

不登校の生徒だけが定時制や通信制に移行しているわけではないと思う。定時制や通信制が充実していき、始めから定時制や通信制を希望する生徒が増えた場合、既存の学校はどうなってしまうのか。

(橋本高等学校教育課長)

ニーズが変わってくることは十分に考えられる。欠員が増えている全日制を含めて枠組みを変えていく必要がある。

(岡田委員)

定時制や通信制に通うことができる子供にとっては道が広がったことになるが、不登校生徒の中にはいわゆる引きこもりの状態で、定時制にも行けず、高校を諦めているような子供たちもいる。通信制がそういった子供を救う手立てになっているか。また、大検は現在どのような状況であるのか。

(上野生涯学習課長)

大検、現在の高等学校卒業程度認定試験は年々受験者が少なくなっている。

(橋本高等学校教育課長)

引きこもりの具体的な数字は不明であるが、不登校ということ言えば、特に中学校で大きく増えてきている。

(岡田委員)

通信制は、不登校の子供への対策として有効だと思われるか。

(橋本高等学校教育課長)

不登校の生徒にとっての学ぶ場所を用意する必要があると考えている。不登校等の子供が少しでも希望を持って通える場所を提供し、少しずつでも通えるようになればと思う。そういった点では効果があると考えている。

8 協議題

な し

9 その他

な し

## 10 特記事項

- (1) 飯田教育長が今回の会議録署名人として河野委員を指名した。
- (2) 宮崎邦彦氏から、保健体育の授業（水泳）における、学校水着、「ジェンダーレス水着」導入を求める請願及び今後、不祥事における「学校からの報告書」、及び、「職員に対する事情聴取」についての正確な記載および整備を求める請願について、安田慶二郎氏から、学校等における感染症対策としてのマスク着用が任意であることを周知する請願について、飯田英理子氏から、「マスクを外した時の対応」の見直しを求める請願及び人権を尊重されるべき子どもと子の第一義的責任を有する保護者に、学校でのマスク着用の全般に関して主体的に判断する権利があることに留意し、発達と成長への観点から家庭に再考の機会を設け、併せてマスクに起因するいじめや差別の未然防止に取り組むことを求める請願について、口頭陳述したい旨の申出があり、飯田教育長が、前回会議録の承認後、5分以内に限り口頭陳述することを許可した。
- (3) 傍聴人 10名